

るとともに、運行管理体制の充実を図るよう指導する。

また、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実に行うなどにより、職場における安全管理を改善するよう指導する。

さらに、平成9年度から(財)鉄道総合技術研究所に委託し、「鉄道係員に関する安全指針整備のための調査研究」を行っており、人的側面に起因する運転事故を防止するための指針を示すことにより、運転士の操縦における安全性の向上を図るよう指導する。

3 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故等鉄軌道の運転事故及び置石・投石等の鉄道妨害、線路内立入り等の外部要因による事故を防止するためには、踏切道の安全通行や鉄軌道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、鉄軌道事業者に対し、学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を積極的に行うよう指導する。

また、建設工事・保守作業等施設の建設・保守に携わる作業員についても安全対策の徹底を図るよう、鉄軌道事業者を指導する。

4 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道事業者に対し、保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する異常時における教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。

また、営団日比谷線中目黒駅構内列車脱線衝突事故に関する調査報告書を踏まえて策定した、静止輪重の管理や脱線防止ガードの設置など5項目にわたる再発防止対策について、全国の鉄軌道事業者に対し徹底を図る。

プラットホームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策を講ずるよう指導を行う。

さらに、鉄軌道事業者の事故情報の交換、効果的な事故防止対策の検討等を行うため、鉄道保安連絡会議を定期的に開催する。

5 鉄道の運転事故等に係る報告制度の活用

鉄道事故等報告規則等の改正を行い（平成13年10月1日施行）、運転事故・運轉事故が発生するおそれがあると認められる事態等の報告内容の充実及び事故速報の対象範囲等の見直しを行ったが、この制度によって鉄軌道事業者から報告のあった運転事故等の調査・分析を行い、かつ、事故等の情報を広く事業者等へ周知することにより、事故の未然防止を図る。

6 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節6(3)で述べた施策を講じる。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

1 鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善

科学技術の進歩、交通環境の変化に対応して鉄軌道の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行う。さらに、鉄軌道車両に導入された新技術、車両故障等の原因分析及び安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させる。

2 鉄軌道車両の検査の充実

鉄軌道の車両の検査については、鉄軌道事業者に対し、新技術を取り入れた検査機器を導入することによる検査精度の向上、鉄軌道車両への新技術の導入に対応した検修担当者に対する教育訓練の充実及び鉄軌道車両の故障データ等の科学的分析結果の保守管理への反映が図られるよう指導する。

また、営団日比谷線中目黒駅構内列車脱線衝突事故に関する調査報告書を踏まえ、脱線を防止する上で有効とされる静止輪重の管理を実施するとともに、車両構造等に合わせた的確な調整や静止輪重の管理値の設定を行うよう指導する。

第4節 踏切道における交通の安全に関する施策

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法（昭36法195）及び第7次踏切事故防止総合対策に基づき、次のような諸施策を積極的に推進する。

1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

大都市及び主要な地方都市における踏切道については、踏切遮断時間、道路交通量等を考慮して、連続立体交差化・単独立体交差化することにより、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設においても、極力立体交差化を図る。特に、交通遮断の著しいボトルネック踏切については、緊急的かつ重点的に改良を推進する。

また、連続立体交差事業を推進するため、鉄道事業者による立替制度並びに用地の先行取得及び立替等への道路開発資金の低利融資制度の活用を促進を図る。

さらに、自動車が通行する踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いもの等については、拡幅等の構造改良を促進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を行う。

また、大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行回数が多く、かつ、列車の種別等により警報開始から列車が踏切道に到達するまでの時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進める。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、門型警報装置（オーバーハング型警報装置）、大口径遮断桿等の大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性にかんがみ、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報通信技術（IT）の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるととも

に、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

さらに、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を強化する。

第5節 救助・救急体制の整備

鉄軌道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄軌道事業者と消防機関、医療機関、その他の関係機関との連携協調体制の強化を図る。また、早期に応急手当を実施するため、鉄軌道事業に従事する職員の応急手当講習の受講を推進する。

第6節 科学技術の振興等

1 文部科学省における科学技術に関する経費の調整

各省庁の鉄軌道の安全に関する平成15年度の経費について、見積り方針の調整を行う。

2 国土交通省関係の研究

(1) 気象庁気象研究所等の研究

鉄軌道交通の安全に寄与する気象情報の精度向上を図るため、気象研究所を中心に、第1部第1章第8節1(5)イで述べた研究等、気象・地象・水象に関する基礎的及び応用的研究を行う。

(2) 独立行政法人交通安全環境研究所の研究

事故防止のための研究開発を推進し、鉄軌道交通の安全性の向上を図るため、新しい交通システムの実用化や高度化した台車、電子機器等の導入に対応した安全性・信頼性評価のための研究等を行う。